



平成 28 年 6 月 28 日

株 主 各 位

会 社 名 東 洋 又 物 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 允
(コード番号 5964 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 久 保 雅 義
(T E L (022) 358 - 8911)

(訂正) 招集通知記載事項の一部訂正について

平成 28 年 6 月 10 日付けにてご送付いたしました「第 139 期定時株主総会招集ご通知」について、記載内容に一部訂正がありましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

なお、訂正箇所には下線（二重線）を付して表示しております。

記

【訂正箇所】 第 139 期定時株主総会招集ご通知 46 ページ

第 3 号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社移行その他に関するもの）の件

2. 変更の内容

【正誤表】

(訂正前)

現行定款	変更案
第 30 条（取締役の責任免除） (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。	第 32 条（取締役の責任免除） (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（ <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> ）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>社外取締役の</u> 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>第 30 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役の損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 32 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以上